

風邪でも積休は使えます。

診断書もいりません。

若い力 第51号」で積立保存休暇（積休）について説明をしましたが、積休の使用事由の中の私傷病により使用する場合について詳しく記載をしたいと思えます。

就業規則には積休について私傷病により4日以上休む場合に使えると記載がありますが、社員が使用するにあたり入院したり長期に休む場合などしか使えないのではと考えてしまっていますか？

例えばインフルエンザに罹った場合など4日〜1週間程休むことになりませんが、あまり積休を使って休んだと言うことを聞いたことはありません。ほとんどのの方が年休で休んでいるのが実態ではないでしょうか？ もちろん年休で休んでもいいのですが、積休も使えると言うこと知っておいてください。

なぜ積休は使いにくいのでしょうか？ 現場では「診断書が必要」と言われていませんか？ 診断書をとると数千円かかってしまうから積休を使うのを躊躇しているのではないのでしょうか？ 実際は病院に行ったことが証明できる書類等があれば良いと なっています。薬袋や領収書で証明できます。

こんな事になっていませんか？

負のスパイラル

- ① 年休が取れない
- ② 年に5日積休に積建てられる
- ③ 8年で積休が40日に
- ④ それ以降は年休はすべて流れる

こんな状況ありませんか？
風邪など調子が悪かったら、積休で休むことも考えてみて下さい。

60歳定年、嘱託再雇用となる方は40日積休があっても20日しか嘱託になった場合は引き継がれません。（今年度からの制度です）

年休が取れないから積休が一杯になるのは、会社の要員不足が原因なのではないでしょうか？

現場では診断書が必要と言われた！！



診断書をとる前に、国労の人に相談してみよう。



若い力

第 56 号
2016年 9月15日
発責 国労九州本部

博多区博多駅東3丁目9番3号
ニッコーハイツ1003号
JR 092-2075
NTT092-483-1515